

令和4年度

定期監査等結果報告書

(商工観光課)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 商工観光課

(2) 範囲 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和4年5月20日

イ. 講 評 令和4年5月27日

(3) 期 間 令和4年4月19日 ～ 令和4年5月27日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 消費生活相談強化業務について

消費生活相談強化業務は委託開始から5年が経過し、令和3年度の実質的な相談件数は年間65件となっている。業務を遂行するにあたり事業内容を精査し実施方法の見直しを検討されたい。

2. 備品の管理について

各施設に設置されている自動体外式除細動器（AED）に耐用期間が過ぎているものが見受けられた。AEDは設置するだけでなく、その後の管理や講習等を継続して行っていくことが重要である。市民及び利用者の生命を守るため適正な管理を行うとともに、定期的にAED講習等を受講し、緊急時に迅速かつ適切に使用できる環境の整備に努められたい。

また、AEDを導入した期日が各施設で異なるため繁雑な管理をせざるを得ない状況となっている。AEDが設置されている施設を所管している教育委員会及び財務課等と連携し、包括的な導入及び管理の実施を検討されたい。

3. 補助金等交付事務における留意事項について

補助事業に要した経費の支出を証明する書類として、領収証が添付されているが、個人が所有する口座からキャッシュレス決済により一時的な立替払いが行われている事例が散見された。立替払いは私金との区別が不明確となり、不適切な処理が生じることにもなりかねないことから、補助金等交付先に対し適正な取り扱いを行うよう周知されたい。